

議案第 87 号

播磨内陸医務事業組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条の 2 第 1 項の規定により、三木市及び小野市が播磨内陸医務事業組合を脱退することに伴い、同条第 2 項の規定により、播磨内陸医務事業組合規約を次のとおり変更することについて協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

加西市長 西 村 和 平

記

播磨内陸医務事業組合規約の一部を改正する規約

播磨内陸医務事業組合規約（昭和 47 年播磨内陸住民健康センター事務組合規約第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、三木市、小野市」を削る。

第 5 条中「12 人」を「8 人」に改める。

第 7 条第 1 項中「5 人」を「3 人」に改める。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

平成 27 年 3 月 31 日付けで三木市及び小野市が同組合を脱退することに伴い、組合議会の議員定数及び副管理者の人数について、規約の一部を変更するもの。

【概 要】

- ・ 組合議会の議員の定数 12 人→8 人
- ・ 副管理者の人数 5 人→3 人